

平成 25 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

平成 25 年 5 月 31 日 開会
平成 25 年 5 月 31 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回臨時輪之内町議会会議録目次

5月31日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長の辞職の件	5
議長の選挙	6
副議長の辞職の件	8
副議長の選挙	9
常任委員会委員の選任	11
議会運営委員会委員の選任	11
農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦	12
安八郡広域連合議員の選挙	12
議案上程	12
町長提案説明	12
議第33号（提案説明・質疑・討論・採決）	13
議案上程	19
町長提案説明	19
議第34号（提案説明・質疑・採決）	19
閉会	21
会議録署名議員	22

平成25年 5 月31日開会 第 1 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

平成25年 5 月31日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について
- 日程第7 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第8 議案上程
- 日程第9 町長提案説明
- 日程第10 議第33号 専決処分の承認について
輪之内町税条例の一部を改正する条例について

（追加日程）

- 日程第1 議長の辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 議第34号 輪之内町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第10までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第7までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時29分 開会)

○議長（北島 登君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますから、平成25年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により、議長において、1番 上野賢二君、6番 田中政治君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成24年度2月分及び3月分、平成25年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会委員長から、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会に関する委員長報告がありました。

委員長に報告を求めます。

大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会委員長 小寺強君。

○大藪小学校及び給食センター増改築特別委員長（小寺 強君）

委員長報告をさせていただきます。

大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会委員長報告を行います。

平成24年5月11日開催の第1回臨時輪之内町議会において、当委員会に調査・研究を付託されました案件について、5月11日を初めとし計10回の委員会を開催いたしました。

その経過と結果を報告いたします。

給食センターにおいては、特別委員会を3回うち1回を現地視察いたしました。また、大藪小学校においては、特別委員会を9回うち4回を現地視察いたしました。

主な質疑は、「工事はいつからで、学校給食に影響はないか」に対し、6月発注で、夏休み終了までに完成予定である。給食には影響がないとのことでした。

「どこが管理基準に合っていないか」に対し、トイレの手洗い基準であり、衛生基準で下処理室、調理室は人が移動してはならないとなっているとのことでした。

「今は、野菜は全てボイルしているか」に対し、生ものは出せないで全てボイルしているとのことでした。

「工事は計画どおりに進んだのか」に対し、給食配食が3日おくれたとのことでした。

「部屋の照度は問題ないか、電気代はどうか」に対し、設計上問題はない。機器の更新をしたので消費電量は個々にも少なくなっているが、エアコンを設置したので電気代は上がると思われるとのことでした。

8月29日午前9時より現地視察を行い、その結果は、ほとんど完成しており問題も見当たらず、工期内をもって完成したので給食センター増改築特別委員会を終結いたしました。

次に、大藪小学校についての質疑に入り、主な質疑は、「工事において周辺環境に何を配慮しているか」に対し、くい打ちは無振動・無騒音工法であり、振動・騒音防止に努めるとのことでした。

「保育園の送迎は大丈夫か。保護者と十分に協議し理解を得るように」に対し、保育園と打ち合わせをいたしました。事故のないように南側の進入路は閉鎖し、北側から送迎をお願いするとのことでした。

「くいの打ち方は、くりぬき・流し込み工法か。くいの支持力は」に対し、くりぬき・流し込み工法で、支持力は75トンとのことでした。

「ボーリング調査のサンプルは」に対し、平成24年1月に調査をいたし、液状化の検討をいたしました。資料は、大藪小学校に教材として活用している。支持層の資料をとり、ボーリング調査と同じ砂利層と確認したとのことでありました。

「耐震はクリアしているのか、筋交いはできるか」に対し、クリアしている。耐震補強は、旧基準で強度不足のため行いましたが、今回は設計当初より検討してあるため筋交いはないとのことでありました。

「新建材でアレルギー対策は大丈夫か」に対し、学校施設はホルムアルデヒド検査が義務づけになっているため大丈夫とのことでありました。

「屋上の面積、仕上げは、フェンスはあるのか」に対し、320から330平方メートルでシート防水をいたします。現場打ちの壁のみフェンスはないとのことでした。

「天井のアンカーボルトの定着については、十分な施工を」に対し、コンクリート打

設時にインサートを設置している。後から削孔してアンカーボルトを施工しないので、十分な強度があるとのことでした。

「特別教室は中学年から高学年の使用であるが、子供の発達にも個人差があり、トイレの便座、洗面台の高さに問題はないか」に対し、学校と相談した結果、設計どおりとなったが、踏み台などで対応するとのことでした。

なお、3月19日午後1時より現地視察を行い、その結果、ほとんど完成しており問題も見当たらず、工期内をもって完成しましたので大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会を終結しました。

以上で、大藪小学校及び給食センター増改築特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

御苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時38分 再開)

○副議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 北島登君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長（浅野常夫君）

追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって北島登君の退場を求めます。

(議長 北島登君退場)

○副議長（浅野常夫君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成25年5月31日、輪之内町議会議長 北島登。輪之内町議会副議長様。以上です。

○副議長（浅野常夫君）

お諮りします。

北島登君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、北島登君の議長辞職を許可することに決定しました。

北島登君の入場を求めます。

（7番 北島登君入場）

○副議長（浅野常夫君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長（浅野常夫君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○副議長（浅野常夫君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（浅野常夫君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長（浅野常夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（浅野常夫君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

(投票)

○副議長（浅野常夫君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（浅野常夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、高橋愛子君、小寺強君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（浅野常夫君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票8票、無効投票1票です。

有効投票のうち、高橋愛子君7票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.00票です。

したがって、高橋愛子君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（浅野常夫君）

ただいま議長に当選されました高橋愛子君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

高橋愛子君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

高橋愛子君。

○3番（高橋愛子君）

ただいま議長に御推挙を賜り、身に余る思いでございます。何分微力ではございますが、町民に信頼される議会運営に心がけたいと考えております。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、御挨拶といたします。（拍手）

○副議長（浅野常夫君）

高橋愛子議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

（午前9時47分 休憩）

（午前9時48分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 浅野常夫君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって浅野常夫君の退場を求めます。

（副議長 浅野常夫君退場）

○議長（高橋愛子君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成25年5月31日、輪之内町議会副議長 浅野常夫。輪之内町議会議長様。以上です。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

浅野常夫君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、浅野常夫君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

浅野常夫君の入場を求めます。

(2番 浅野常夫君入場)

○議長（高橋愛子君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（高橋愛子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（高橋愛子君）

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票を願います。

(投票)

○議長（高橋愛子君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

北島登君、森島光明君、森島正司君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（高橋愛子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、田中政治君8票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、田中政治君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋愛子君）

ただいま副議長に当選されました田中政治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田中政治君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○6番（田中政治君）

先ほどは、副議長の選挙におきまして皆さんの支持をいただき当選をさせていただきました。誠にありがとうございます。

これからは、高橋議長をでき得る限り補佐をし、また町執行部と議会がうまくいきますように、かけ橋となれるように努力をし、輪之内町の発展のために努力をしたいと思います。どうもありがとうございます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩をいたします。

(午前9時59分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○議長（高橋愛子君）

会議を再開いたします。

日程第4から日程第7までを一括議題とします。

暫時休憩いたします。

(午前9時59分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子、小寺強君、浅野利通君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子、小寺強君、浅野利通君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

議会運営委員会には4名、森島光明君、森島正司君、北島登君、田中政治君を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長 浅野利通君。

文教厚生常任委員会は、委員長 浅野常夫君、副委員長 小寺強君。

議会運営委員会は、委員長 森島光明君、副委員長 森島正司君です。

○議長（高橋愛子君）

日程第6から日程第7までの、委員等の推薦及び選挙を行います。

お諮りします。

委員等の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

農業委員の高橋愛子を解任し、後任の農業委員には小寺強君を指名します。

日程第7、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議員には、高橋愛子、田中政治君、浅野常夫君を指名いたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

お疲れさまでございました。

もう5月も末日、梅雨入りの宣言もされて、もうあしたからは6月ということで本格的な梅雨の季節になろうとしております。まずは、各位におかれましては町政の推進に御尽力と御協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

改めまして、本日は平成25年第1回臨時輪之内町議会の開会に当たり、公私御多用のところ早朝から御出席を賜り、まことにありがとうございます。

なお、ただいまは議会議長初め、議会の構成も行われ新体制を確立されました。まことにおめでとうございませう。これからの議会と、執行部との連携につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提出させていただきます議案は、専決処分1件でございます。

それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

議第33号 専決処分の承認につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い輪之内町税条例の一部を改正する条例を平成25年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で提出議案の説明を終わります。御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第33号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第33号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成25年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるとする。平成25年5月31日提出、輪之内町長。

次、ページをめくっていただきまして2ページと。

2ページは専決処分書でございます。

続きまして3ページ。こちらが条例でございます、輪之内町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、概略ということです。今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方税法が改正されましたことによりまして輪之内町税条例の一部を改正いたしま

した。

主な内容は、町民税の住宅借入金等特別税額控除等の期間の延長と、延滞金等の見直しと東日本大震災関連の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明させていただきますので、新旧対照表をよろしくお願ひしたいと思ひます。

新旧対照表の1ページからよろしくお願ひしたいと思ひます。

第4条、輪之内町行政手続条例の適用除外についてということでござひます。このことにつきましては、地方税法が改正されまして、従来は免除されておりました申請の拒否、不利益処分に対する理由付記の義務化がなされたためによる改正でございます。

第26条の8、寄附金税額控除につきましては、上位法変更による字句の訂正でございます。

それから、1ページ端から2ページ、3ページ、4ページにかけてのことについて御説明させていただきます。

1ページの端のほうにあります第36条、固定資産税の納税義務者等についてと、めくっていただきまして、134条、特別土地保有税の納税義務者等につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う事業が終了しましたので、その関係の削除をしたものでござひます。

続きまして、4ページ、5ページ、6ページにつきまして御説明申し上げます。

附則の第4条の2、延滞金の割合等の特例について。それから5ページに、第4条の3、納期限の延長に係る延滞金の特例についてということでござひます。現行制度では、延滞金の割合は納期限の翌日から起算して1カ月以内は前年の公定歩合に4%を加算した率ということで、現行では年間4.3%、1カ月経過後は年14.6%と定められております。今回の改正では、26年1月1日から延滞金の金利の額が変更されまして、1カ月以内の場合は特例基準の2%に年1%を加算した割合に変更になりました。従来の4.3%が3%に見直されるものです。1カ月経過後については、特例基準割合2%に年7.3%を加算した割合に変更になりまして、従来の延滞金の金利が、14.6%が9.3%に変更され延滞金の割合が見直されたものでござひます。

特例基準割合についてお話しさせていただきますと、延滞金制度というのは、そもそも昭和25年からありまして、現在の制度になったのは昭和38年でありまして、そのとき1カ月以内は7.3%、それを過ぎると1年14.6%という金利が長らく続きました。平成11年の税制改革で、1カ月以内の7.3%は特例として公定歩合プラス4%という仕組みができました。これを特例基準割合というふうに呼んでおります。今回は、その特例基準割合の仕組みも変更し、銀行の新規の年間の短期借り出平均金利を12で割って1%を足したものとするという改正でござひまして、それが先ほど説明しました2%ということでござひます。

次、6ページを見ていただきますと、第4条の4、公益法人等に係る町民税の課税の特例につきまして、こちらは上位法変更に伴う項目ずれでございます。

それから6ページの端から7ページまでにかけては、第6条の3の2とございます。これは何かと申しますと、個人の町民税の住宅借入金と特別税額控除のことをあらわしておりまして、世間でいいます住宅ローン控除というものですが、現行の制度では平成25年12月入居者までで終了いたします。今回その制度を4年間延長し、平成29年12月までの入居者を該当とし、控除期間は、同じく4年延長し平成39年度までとするものの改正でございます。

次、めくっていただいて8ページ。

第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例については、上位法変更に伴う字句の訂正です。

それから8ページ、9ページ、10ページをざっと見ていただきますと、第12条の3、住宅用地等に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産税の減額についてと、10ページの第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、上位法改正に伴う字句の改正でございます。

続きまして、10ページから13ページほどにかけてのことでございますけれども、第21条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者で、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住用に供することができなくなった場合は、その土地の所有者に、譲渡期限の延長等の特例が東日本大震災後に創設されました。今回は、その制度を新たに相続人についても、その特例が受けられるように条項を追加したものでございます。

続きまして13ページから15ページまで。

第22条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についてにつきましては、上位法改正に伴う項目ずれの字句の訂正でございます。

なお、東日本大震災関連の第21条の2と、第22条につきましては、現在のところ該当者はございません。

条例に戻っていただいて、議案のほうですけれども10ページをごらんください。

附則ということで、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし書きにつきましては、第1項の記載事項については、平成26年1月1日から、第2項の記載条項につきましては、平成27年1月1日から施行するという取り決めでございます。

第2条、第3条は、その経過措置についての取り決めが記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正ですけれども、これは町民にとって、負担増になるのかならないのかというところが一番の関心事なんですけれども、例えば今の延滞金が、14.6が9.3%になるということですが、あるいは住宅ローン控除の期間が延長されるとかというようなこともあると思うんですけれども、全体として負担増になる部分はないのかどうか。

それから、この富裕層とそうでない層とあるわけなんですけれども、今の国の政策というのは、富裕層に対する減税というのが非常に多くて、庶民には余り関係のないような、そういう条項もたくさんあるわけですけれども、この輪之内町税条例においては、富裕層の減税というのはどのような状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどちょっと言いましたけれども、14.6%が9.3%になるというふうに説明がありましたけれども、これを読んでいてもさっぱりそのことがわからないわけですが、もっとわかりやすい資料を出していただけませんか。先ほどの住宅ローン控除の延長につきましても、町民に説明する場合に、これでは説明のしようがない。わからないわけですね。私、これを読んでおってもわからないわけですから、わかりやすい資料を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

2点ほど御質問をいただいたというふうに理解しております。

今回の町税条例は、減税であるか減税でないかと。また、富裕層はどうかということと、わかりやすい資料をいただきたいという2つの御質問だと思います。

今回の町条例の改正は、最初に申しましたように、住宅借入金等の減税でございますので、家を買うときに借入してみえますので、一般庶民の方の減税でございますし、東日本の方は、被災されました方の減税でございますので、富裕層でなく、国民、町民に、一般にわたる減税処置であるというふうに理解をしております。

それから2点目の、詳しい資料が欲しいということでございます。こちらにつきましては、課税当局といたしましては、もちろん説明責任がございますので、手元にある資料につきまして公表できるものは公表させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これはもう既にこの4月1日から施行されておるといことですのでけれども、これによってどのぐらいの方が恩恵を受けておられるかというのはわかるのでしょうか。要するに、わざわざ専決処分にして、4月1日から施行するというふうにやられておるわけですので、4月1日からやらなければならないほど、専決処分をしなければならないほど緊急を要するものだったのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

御質問は2点ほどであるというふうに理解をしておりますので、まず1点は、恩恵を受けるものがどのくらいおるかということと、緊急性があったのかという2つの御質問だと思っておりますが、それでよろしいですか。

まず、住宅借入のローン控除につきましては、税制改革では27年1月1日からということですので、将来にわたっての税制改正でございますが、輪之内町の住宅控除を毎年何人ほどしてみえるかというお話をさせていただくと、平成24年は220人ほどでした。平成23年は、1年さかのぼって221人でございますので、制度的にはこのぐらいの数は、また新しい制度でも恩恵を受けられるのであろうという推測をしております。

○9番（森島正司君）

延滞金は。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

延滞金という制度は、もちろん税金を滞ってみえる方でございますので、将来滞る推測というのはなかなか難しいかと思っておりますが、平成24年の最新の延滞金は、いただいたのが301万8,609円ですので、この方々には影響がある。このような総数でありますので、こういう方々が納められたら、それは率が変わってくるのではないかということでございます。

それから緊急性があったかどうかという御質問だと思っております。地方税法施行例の一部改正は、平成25年3月30日に公布され4月1日から施行をされましたので、条例整備のため緊急性を要したので、専決処分をさせていただきましたので、何とぞ御理解のほうよろしくお願いをしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

1つというよりも確認ですけれども、今、延滞金収入が約301万ほどあるというようなことでしたんですね。それが、今まで延滞をされている方は、この4月1日から利率が下がっているわけですか。まだ延滞されておる方、対象者がおられると思うんですけども、この方々が、この4月1日の専決処分によって恩恵をこうむっているのかどうかということですね。それをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

今回の専決処分は、条項としては10以上ありまして、その中に延滞金の改正もございました。延滞金の改正は、最初に御説明しましたように26年1月1日からですので、来年からは延滞金の率が変わりますので、年が明ければ……。

○9番（森島正司君）

専決は関係ないで、それは。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

専決は、関係がないことはございませんが、条例の整備上、必要であったのでやらせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第33号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま町長から、議第34号 輪之内町監査委員の選任についての議案が提出されました。議第34号 輪之内町監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、議第34号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第5、議案上程。

追加議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第6、町長提案説明。

本日の上程追加議案について町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、御説明いたします。

監査委員の退職があり、新しく輪之内町監査委員の選任の必要が生じたので、議案を提出させていただきました。

議第34号 輪之内町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、新しく監査委員として北島登氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提出議案の説明は終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

追加日程第7、議第34号 輪之内町監査委員の選任についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

お手元に配付されました議案をごらんください。

議第34号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、左記の者を監査委員に選任したいので議会の同意を求める。平成25年5月31日提出、輪之内町長。

先ほど町長から説明がございましたが、北島登氏を選任するものであります。住所につきましては安八郡輪之内町大藪591番地、生年月日は昭和23年2月23日生まれ。任期につきましては、平成25年5月31日より議員の任期満了までであります。以上よろしくお願いたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会定例会までの間に開かれる臨時議会を含むの会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全て終了しました。

平成25年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前11時27分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年5月31日

輪之内町議会 議長 北島 登

新議長 高橋 愛子

副議長 浅野 常夫

署名議員 田中 政治

署名議員 小寺 強